

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 8 回 総務文教常任委員会 会議録

開催年月日	平成 28 年 1 月 28 日（木曜日）	開会 13 時 30 分	閉会 16 時 25 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	関藤、安樂、清水、本間、渡邊、柴田	事務局	菊井事務局長
	議長、副議長		竹谷次長
欠席委員			村井主任主事
説明員	別紙のとおり		
議 件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。		
	(1) 財政健全化計画に伴う平成 28 年度事業見直しについて		
	(2) 滝川市平和都市宣言について		
	(3) 平成 27 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について		
	(4) 滝川市小・中学校適正配置計画（平成 28 年度～平成 32 年度）について		
	(5) 東栄市民プールの廃止について		
	(6) 図書館の週休日の設定について		
	2 総務文教常任委員会行政視察について		
	安樂副委員長から日本航空学園高等部誘致に関して説明があり、委員から意見を聴取した。		
	3 その他について		
	なし。		
	4 次回委員会の日程について		
	2 月 8 日（月）11 時 00 分から第一委員会室で開催することに決定した。		

平成28年1月26日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉
滝川市教育委員会教育長 山 崎 猛

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成28年1月14日付け滝議第174号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	中 島 純 一
総務部次長	高 橋 一 美
総務部企画課長	深 村 栄 司
総務部企画課秘書室係長	木 村 雅 人
総務部財政課長	堀 勝 一
総務部財政課主幹	堀之内 孝 則
総務部財政課係長	万 年 英 人

滝川市教育委員会教育長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育部長	田 中 嘉 樹
教育部指導参事	小 野 裕
教育部次長	河 野 敏 昭
教育部学校教育課長	高 田 和 昌
教育部学校教育課長補佐	西 村 浩
教育部学校教育課新しい学校づくり推進室長	鳩 山 稔
教育部学校教育課新しい学校づくり推進室係長	原 田 瑞 絵
教育部社会教育課長	景 由 隆 寛
教育部社会教育課長補佐	吉 住 晴 美
教育部社会教育課図書館副館長	木 村 純

(総務部総務課総務係)

第8回 総務文教常任委員会

日 時 平成28年1月28日（木）

午後1時30分～

場 所 第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1 所管からの報告事項について

《総務部》

（1）財政健全化計画に伴う平成28年度事業見直しについて

（資料）財政課

（2）滝川市平和都市宣言について

（資料）企画課

《教育部》

（3）平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

（資料）学校教育課

（4）滝川市小・中学校適正配置計画（平成28年度～平成32年度）について

（資料）新しい学校づくり推進室

（5）東栄市民プールの廃止について

（資料）社会教育課

（6）図書館の週休日設定について

（資料）図書館

2 総務文教常任委員会行政視察について

3 その他について

4 次回委員会の日程について

2月8日（月）11時00分～ 第一委員会室

○ 閉 会

第8回 総務文教常任委員会

H28.1.28 (木)13:30～

第一委員会室

開 会 13:30

委員長 ただいまから第8回総務文教常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、正副議長の出席をいただいております。傍聴として、館内議員、井上議員、木下議員が出席しております。報道機関は、北海道新聞の傍聴を許可いたします。

1 所管からの報告事項について

委員長 早速所管からの報告事項に入ります。
総務部、(1)、財政健全化計画に伴う平成28年度事業見直しについて説明を求めますが、報告に入る前に、本委員会では財政健全化に伴う平成28年度事業の見直しの方向性がおおむね固まったため、財政課から見直しする全事業についての説明がありますが、あくまでも各事業の見直しについては予算審査特別委員会の中で審議していただく内容となりますので、本日は見直しの内容やその考え方等についてのみ質疑を受けたいと思いますので、ご留意願いたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。

(1) 財政健全化計画に伴う平成28年度事業見直しについて

堀 課 長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

清 水 それでは、まず(ア)の⑧、これについては業務の集約化を検討と書かれているのですが、もう少し内容を伺いたいと思います。また、同じように(オ)の⑦、図書館のあり方についても運営体制の見直しを図りたいということですが、その内容をもう少し具体的にお伺いをしたいと思います。それと、全体として検討と言われている部分なのですが、年度途中に見直し内容がはっきりした場合は、それが途中で出されることになるのか伺います。

委員長 清水委員、2点目の図書館のあり方の内容というのは、後ほど教育部から説明が若干ありますが、いかがですか。

清 水 後でよろしいです。

委員長 それでは、2点について答弁を求めます。

堀 課 長 まず、(ア)の⑧の国際交流協会へ国際交流業務の集約化を検討といった部分につきましては、新年度につきましてはまだ見直しは予定をしておりませんので、金額は入れておりませんが、どのようなことを考えているのかということになりますと、計画の本文に書いてあること、現状ではそれしか申し上げられません。どのように書いてあるかということで、読み上げさせていただきますが、滝川国際交流協会の体制を強化しつつ、市が行っている業務を段階的に移管していくことを検討し、協会が主体的に国際関連事業を展開することを目指しますというようにしております。あと年度途中で見直した場合になったときどのような説明をしていくのかということでございますが、それにつきましては事業の進行に合わせまして、やはり市民周知ですとか、そういった必要なスケジュールに合わせて議会にも説明をしていくということになるかと思いま

す。

清 水

まず、国際交流協会への業務集約化については、以前も同様に市の業務を移管すると、そういうときに人件費補助という形で協会の体制を強化するというのをこれまでもやってきたのですが、そういうことをこれからもやるということなのかということを伺います。

2点目は、先ほど1回目にもう少し具体的に聞けばよかったのですが、見直しの中で市の職員が行っている業務が他の団体の業務に移っていく、これは協会であったり、移管であったり、指定管理であったり、いろんな形態はあるのですけれども、そういう場合に当然のように職員数は、そこでは必要なくなるわけです。これを財政健全化計画の中で、人件費の削減で3億円程度入れられているのですが、ここに職員数の削減という形で入っていくのかということをお伺いします。

高橋部次長

国際交流協会への市の事務の移管ということなのですから、今清水委員がおっしゃられたとおりの部分もございまして、それ以外についても財政健全化計画の中で今後検討させていただきたいということでございまして、具体的にどういうものかというのは、先ほど財政課長のほうからもありましたけれども、順次内容が固まり次第ご説明をさせていただきたいと思っております。

それから、人件費の削減ということでございすけれども、これについては財政健全化計画の3つの柱の一つということでございまして、当然事務事業の見直しに伴って人件費というものを圧縮していく、全体的な効果を出していくということでございすので、おっしゃられているとおり財政健全化計画の中の人件費見直しの中で検討するものとして考えられているとお考えになってよろしいと思います。

清 水

やはり3億円の人件費見直しの中身が非常にまだはっきりされていないことについてお伺いをしたいのですが、1つは十数名の職員が退職をすると、その方たちの平均の人件費が例えば800万円とか900万円、これに対して新たな職員の人件費が300万円とか400万円、この分だけでも年間に6,000万円とかが浮いていくわけですね。もちろん全体的に給与アップしていくので、単純な話ではないのですけれども、そういった人件費削減の効果の金額と職員数そのものが減っていく効果の削減、これは大体3億円のうち何対何ぐらいで考えられているか。

堀 課 長

組織人件費の見直しは、3億6,000万円の金額を計画をしているところでございます。その内訳ということでありますが、組織のスリム化として、まず3億800万円、そして職員手当の見直し、これは超過勤務への手当の縮減、27年度から先行して実施している部分がありますし、それともう一つ、国を上回る手当のあり方、ここで5,200万円です。問題は、この3億800万円のうち実質的に人員減と、それから若返りによる効果の比率がどうなのだとということでございますが、この健全化計画上につきましては清水委員がおっしゃったとおり、一つは職員が若返りをして人件費が浮く部分がございまして、また人事院勧告や昇給によってふえる部分もございすので、そういった効果につきましては相殺がされると思いますので、見込んでおりません。あくまでもここは職員数、人員によるものの計画ということでございす。

清 水

職員定数条例があります。これとの関係で、今後条例改正が必要なのかどうか、また新年度予算に対して、既に指定管理だとか、ここまですべてではないと思うのですが、既に何人か職員数が減るということで見込まれる場合、いつごろの

堀 課 長 時期にそういった計画を示されるのかを伺いたいと思います。

委員 長 現時点におきまして、職員の定数を減らしていくというような計画、そういった具体的な計画は策定しておりませんので、毎年の予算協議、予算委員会の中でそういった部分をお示ししていきたいと考えております。

本 間 ほかに質疑ございますか。

委員 長 全体的なところを見てということで、財政健全化計画の9ページの年次別改善見込みのグラフだけで示されているので、金額はわかりにくいのだけれども、平成28年度の事務事業の見直しの部分では、ちょうどくらいなのだろうと思うのです。こういうふうになるから、こういうふうな金額にしていたのかどうかかわからないけれども、一応そういうことになっているように見えます。

委員 長 まず1つは、やっぱりいろいろこのことを、財政健全化について考えたときに、5億円が目標ですよということは、確かに目標はそれで最低目標というか、よいのだと思うのだけれども、ただ今後、いろんな投資を行っていくとか、そういうことに対しては対応できる状況にはどうもなさそうであるなど、そういう金額ではないのではないかという印象なのだけれども、例えばやっぱり一刻も早く、少しずつでも余分に実行されていくのが望ましいのではないかと思います。お聞きしたい。

委員 長 もう一つ、清水委員から人件費のことについてお話がありましたが、この28年度の来年度の人件費の見直しは、このグラフでいうと2億円弱、1億8,000万円ぐらいとなっているのだけれども、やはり今回示されたこの具体的金額の内容の事務事業が並んでいるのと同じように、経過について、それではなるべく早い時点で28年度はどうなるのだと、確かに予算委員会の中でやるものかもしれないのだけれども、ただ本当にどういうふうな、何人がこうなって、こういう金額でこうだというのは、こういう委員会等で示していただいたほうがよいのではないかと思います。

堀 課 長 まず、最初の部分でございますが、計画以上にやっていくべきだろうということでございます。私どももやはり同じように考えておりまして、冒頭若干経過説明という中でも触れさせていただきましたが、この計画に書いてないことにつきましても、常に事業の見直しの視点を持ちつつやっていかなければならないと考えております。前倒しできるものは当然前倒ししますし、書いてないものでもやはり事業見直しが必要なものはやっていくといった考えでいきたいと考えております。

中島部長 人件費の関係でございますが、今本間委員がおっしゃられたとおり予算委員会でいきなりということではなく、例年これは行われておりますが、まだ正直新年度予算の最終市長協議は終了していないという状況でございますので、これを踏まえて例年全員協議会等を開催して新年度の予算の概要については、各議員に職員の人員も含めて発表させていただいているという経過もございますので、本年度においてもそういった順を踏んで説明をさせていただきたいと考えておりますので、現時点ではまだ予算協議の最終決定が終えていないということをご理解いただきたいと思います。

本 間 いわゆる説明の仕方なのですが、財政健全化計画が示されまして、この年次別改善見込みがあります。これをやるに当たって、要するにこれは3つあります。歳入の確保と組織人件費の見直しと事務事業の見直し、3本立てにな

っています。やはりその3本立てに対して、このように同じようなスタイルで、ワンパッケージで全部こういう金額になりますよというものを説明するのが筋ではないかと思しますので、確かに個別に今までやっていた方法論でやるのもわからないではないのですけれども、こうやって示したのに対して、こういうことを進めるのですということを説明していただけるかどうか、見解を伺います。

高橋部次長

全体的に財政健全化計画の進め方についてのご説明は、事前にさせていただいております。基本的には予算委員会の中で議論をいただきながら、通常の予算と同様の議論の経過をたどっていただく方向で進めたいということを説明してきたところでございます。ただ今回各常任委員会に説明してきているということは、それぞれ事業見直しについてはいろいろな主体がいる、それぞれ関係者がいらっしゃるという中で、進め方について予算委員会では多少スケジュール的に間に合わないものも出てきておりますので、そういうものがあるということを確認した上で、事務事業の見直しについては全体像のお示しを今回しているというような経過もあるということをお聞きいただきたいと思います。ただ全体を説明することについては、当然そのようにする必要がある、その3本の柱の部分の説明していく必要があるということは認識しておりますので、予算委員会、先ほど部長が答弁したように全員協議会の中での説明も踏まえて予算委員会に臨んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

本 間

それでは、今までどおりやるということなのですね。ただ、タイミングは、今すぐできないのでしょうか。けれども、やはり財政健全化計画は示して、それに対するやっぱり削減、要するに幾ら削減するのか、どういう効果をあらわすのかということを説明しないと、多分確かに以前はこうで、今回はこういう職員費ですよと予算説明をされたとしても、より本当はもっとわかりやすいし、確認もしやすいし、それからさらにもうちょっと頑張ったほうがいいのではないですかという発言にもなってくるし、できればそうしていただきたいと思うということは発言したので、それは基本的に受け入れられないという意味でおっしゃったのか伺います。

中島部長

今本間委員がおっしゃられた部分については、その部分も念頭に次年度以降に向けて進めさせていただきたいと思いますが、特に人件費の場合、先ほど清水委員のお話もありましたけれども、退職者というのは大体おおよそ固まるのですが、中で再任用とか、ある程度皆さんが再任用に手を挙げるわけでもないという部分があったり、その年によって若干変動が生じたりという部分もありますので、適切な時期にある程度セットでご説明できるものについてはしていく方向で検討させていただきたいと思います。また、先ほど清水委員から年度途中にというお話もありましたけれども、これは金額にかかわらない部分も当然ありますので、そういう方向性が出た段階で、やはり早く周知すべきものについては適宜この予算時期だけではなくて、所管委員会で報告をし、進めていくということについてもあわせて検討していきたいと思います。

委 員 長

ここで、傍聴としてプレス空知の傍聴を許可します。

ほかに質疑ございますか。

柴 田

2点ほどお尋ねしたいのですが、この見込み額合計で3,800万円ほどの金額になるのですが、これは単費での数値ということで理解していいのか。このほかに

も今後今年度以降も見直しをかけていくところが列挙されているのですけれども、そういったところも単費で打っているだけではなくて、多分いろんな補助金等が、あるいは交付金等が裏づけで入っている部分も出てくるのでしょうか、今回はあくまでも単費部分の数字を並べたということで理解していいのか。それと、もう一つが、(ア)の⑦、まち自慢のパークゴルフ場オープンに伴う維持管理費の負担軽減ということが書かれているのですが、まだ発生していない負担ですが、維持管理費と書いてあります。負担軽減というのは、オープン前の整備費のことを言っているのか、オープン後の維持管理費のことを言っているのか、要するに養生するその費用を軽減すると言っているのか、そこら辺がいまいちわからないので、これをこのまま読み込むとオープンに伴う維持管理費の負担軽減となると、まだ発生していない予算が計上され、軽減されるのか、削減されるように受けとめられるのですが、ここら辺の説明を受けたいと思います。

堀 課 長 1点目につきましては、柴田委員おっしゃるとおり単費分の掲載となっております。

2点目のパークゴルフ場につきましては、27年度予算から芝管理の経費が発生をしております、オープンをするとその費用については利用料で賄われるといった考えでございます。

柴 田 前段はわかりました。後段のほうのパークゴルフ場の関係ですけれども、そうならば費用負担が発生しているにもかかわらず、ここに数字が盛り込まれていません。28年度間違いなく、オープンに伴う経費なのではないですか。今でも発生しているのでしょうか、養生費とか、それを来年度に見直さなくて29年度からということなのですか。

堀 課 長 オープンして利用料歳入が入ってくるのが29年度になりますので、そうなるくと芝の管理費も利用料収入で賄われるという考えでございます。28年度も当然芝の管理費用は発生するのですけれども、ただこれに対する歳入が発生してきませんので、そこは見直し効果といいますか、そういった効果額というのは計上ができないということです。

柴 田 それは29年度からオープン後、料金収入があるから、その分維持管理費が軽減されていくということなのですか、ここに書かれていることは現在も維持費はかかっているのですよね、養生費とか。それらについての負担軽減は考えていないということですか。そのことを聞いているのです。

高橋部次長 パークゴルフ場オープンに伴う維持管理費の負担軽減ということなのですが、現状かかっている維持管理費というのは、オープン前につくったものをオープンする前までに良好に維持管理をしなければ良好なオープンができないということから、これは必要経費としてかかる経費と考えております。財政健全化計画の中で申し上げているのは、そういう維持管理経費については基本的に利用料収入で賄う形をとるようというのを財政健全化計画の中では進めようということで進んでおります。つまり平たく言うと、利用料収入以上に維持管理費がかかるようなことがないようにする必要があると考えているということでございます。

柴 田 非常にしゃくし定規な説明になっていると思うのだけれども、財政健全化計画ではそういうことですよと、だから29年度まではこの部分については、維持管理の部分については手つけませんという説明だったのだと思うのです。けれど

も基本的にそういった経費、維持管理費も含めて、これはきちんと見直していかないと何かバランスがとれなくなる場合が起きてくるのではないかと、実は、全体を見ていて維持管理コストがかかり過ぎるからといって見直しをかけている部分があちらこちらに散見されるのです。何とかセンターだとか、それは維持管理経費がかかり過ぎるから、新たな切り口で別の事業として展開をしていくだとか、そうやって見えているのです。ところが、今の説明だと維持管理経費はオープンするまではかかるので、それはそのままにしておきますという説明に聞こえてしまうものだから、これは負担軽減という以上は28年度予算にも少しでも見直して、何万円かもしれませんが、そういうものは計上されてしかるべきではないのかという意味も含めて、質疑させていただいたのです。だから、29年度から入場料収入があるから、それでいいのだという話に聞こえてしまうから、こんなにいろんなものを削っておいて、このところに負担軽減と明確に書いてあるのに、少なくとも28年度きっちり削れる部分は削って、この不要な部分は削りましょうというものがここに表現されていないとおかしいのではないですか。そのことについて、もう一回お伺いします。

堀 課 長

予算協議の中で、新年度の必要な経費については予算化をしていくところでございますけれども、当然最低限と言ったらちょっと言葉が正しくないかもしれませんが、今までの見直しをかけないというのではなく、必要な部分についてはやはり最低限といいますか、そういった考えの中で予算査定をさせていただいていますので、28年度につきましても必要な経費は出てきますけれども、そういった視点で予算編成したものであるということでご理解をいただきたいと思います。こちらのほうには、金額という形では示すことはできないと考えておりますが、よろしくお願いいたします。

柴 田

何でこんなことをしつこく言うかといったら、実は今の話の中では29年度から料金収入があるから負担軽減される。これはこれで理解できるのです。でもこれから大変厳しい時代を迎えて、財政健全化に努めなければいけないという話になってくれば、あちこちで指摘されているように、例えば公共施設の使用料だとか、いろんな手数料だとか、今すぐにではないけれども、ここ数年間で多分浮上してくると思うのです。そのときに維持管理費は、その増収を見込んでいるからこのままでいいということにはならないと思うのです。維持管理費はきちんと削りに削って、そのもとで手数料を20円上げるのか、いや10円でとどめるのかという目安になっていくと思うのです。だから、今の説明でいくと29年度料金収入が入るから、今のところはいいいでしょうとしか聞こえない。それが財政健全化計画を進める皆さんの姿勢なのですかと、私は思ってしまうのです。これから多分市民負担も求めていかざるを得ない状況というのは出てくるのです。そのときに維持管理費は、皆さんから集める手数料、使用料で賄いますから、この経費についてはそれまではそのまま維持しますという説明では、私は納得しないと思うのです。だから、このところに幾らかでも数字を盛り込まないと納得できないのではないのかと思います。パークゴルフ場を利用する人が500円になるのか700円になるのか1,000円になるのか、市民の皆さんは非常に興味持っています。そこで、例えば1,000円になったときに維持管理費にこんなにかけるという、それだから1,000円も取るのだなという話にはならない。だから、ここに数字が入る必要性があるのではないのか、そういう努力をしたけれども、これだけの費用負担をお願いしますという説明は必要になってきます。

堀 課 長 そのことについて、もう一回説明していただきたい。
パークゴルフの造成というのは一遍にできるわけではなくて、だんだんになっております。ですから、27年度から発生するものと、28年度から新たにふえるものがありますので、維持管理費の縮減につきましては柴田委員のご指摘のとおり、縮減のほうには当然努めさせていただきますけれども、効果額というような形ではここにあらわすことができませんので、その点についてはご了承いただきたいと思います。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。
渡 邊 大変厳しいということがもろに出て、新聞で私は知ったわけなのですが、この中でそれぞれ施設のあり方というのが何カ所か出ています。見直しというのは、確かに事業とかでいろんなことがわかるのですが、施設のあり方をここに提示されるということは、それはストックマネジメントの計画との関連性もあると思いますけれども、そのあり方の部分については効果額というのは28年度では出てこない、これは当然並行して統合、廃止、存続という部分も進めていくのか伺います。

委 員 長 (エ)のその他の國學院が地方創生事業として再構築すると書いてあります。地方創生事業、そのほかにも子育てとか高齢者という部分がある中で、(エ)の部分、教育、子育て分野の見直しというのは、その創生事業も中に入っていくという考えはなかったのか伺います。

委 員 長 暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 15
再 開 14 : 17

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
高橋部次長 施設のあり方と書いてある部分ですが、これについてはいろいろなそれぞれの施設に応じて考え方が違っていて、委員がおっしゃられましたように、統合していくものとか、中身を見直して整理をしていくものとか、その運営形態を変えるものとか、それは個別の中身の中で検討させていただくということで、それで個々にどういうものが出てくるのかというのは、具体的には各所管のほうから説明をさせていただくことになります。

委 員 長 続きまして、國學院の地方創生事業としてということでございますが、これは補正予算で地方創生のお金を使いまして地域に人材を還元するというシステムを新たに構築いたしましたので、今までの國學院の就学奨励金については終わらせたという内容でございまして、それ以上でも以下でもございません。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長 報告済みといたします。

深村課長 (2)、滝川市平和都市宣言について説明を求めます。

委 員 長 (2) 滝川市平和都市宣言について
(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長 説明が終わりました。

清 水 質疑ございますか。

清 水 1点目は、制定の趣旨として、滝川市の世界平和の決意を内外に示すと、非常に素晴らしいと思います。ただ一方、宣言がどのようにこれから扱われていくのかと、位置づけについて伺います。

2点目は、宣言文案に入ってますが、文案と注釈という構成に今回はなっているわけですが、宣言制定されたら、普通注釈というのは姿を消すということになると思うのですが、注釈でよくわかるという内容が非常に多いという印象があるので、制定後の注釈の扱いについて伺います。

3点目は、私たちは、我が国が世界で唯一の被爆国としてから始まる部分なのですが、結論として何を実現するのかというところで、戦争のない世界ということなのですが、やはり今戦争のない世界を実現、平和を実現するためには、先ほどご説明でありました、いわゆるテロリズムが激増するという、そういう情勢の進展は踏まえられたということは大変よくわかりましたし、そのとおりだと思います。ただ一方では、いわゆる世界平和の戦争を起こさないという絶対的な基準ともいえるいわゆる核兵器廃絶、これについて実現するということについて、文言的にないのです。そういう点で、核兵器廃絶あるいは非核の世界とか、あるいは非核3原則を守るとか、そういった文言を文案に入れていない理由について伺います。

4点目は、そのために世界中の国の地域、人々との交流を図り、互いの個性を理解、尊重することが大切であると、本当にこれもまさに進めていく上で重要なことだと、全くすばらしいと思います。そこでお伺いいたしますが、前田市長は平和首長会議に2014年に加盟をしております。この加盟がこういった宣言に当然つながっているのだろーと思いますので、まず首長会議に加盟した理由や目的については、これまでも議会には説明がないかと思いますので、この際ですから聞いておきたいと思います。また、加盟と宣言の関係について伺います。

5点目は、最後に全体を読んで、実態として、滝川市は遅い制定になるということが客観的にはあるのかと思いますので、他の自治体の状況を割合でお聞きをしたいと思います。全国、全道、また道内35市ということで、どこまで宣言が進んでいるかと、宣言している割合、それで、これは町村を入れないで市でも結構です。あるいは市町村でも結構、どちらでも結構です。その際に、非核や核兵器廃絶、平和のどれかを含む宣言ということで、まずお聞きをします。そして、これは恐らく現状で把握されていないと思いますが、逆にそういう宣言をしているのだけれども、非核や核兵器廃絶などを含んでいない平和都市宣言というのはどの程度あるのか、私もいろいろ見ましたけれども、全くないわけではないですが、ほとんどがやはり核については触れているのだろーなと思いますので、お聞きをします。

最後ですが、この宣言をやはり市民がこれから滝川市はこういうまちなのだということで、常時いろんなところでこの宣言を見たり読んだり、学校でも読んだりするわけです。そういう点で、議会だけで議論したり考えてまとめていくということでは、ちょっと不十分ではないのかなと思うのですが、どういうふうに進めていくのか。特に市民への制定前の説明、第1回定例会で制定と言われておりますので、それまでにどんな市民への説明をするのか、またそのスケジュール、議会に諮問するとすればいつごろを目指しておられるのか。

以上、質疑といたします。いずれにいたしましても、敬意を表したいと思います。

深村課長

1点目、宣言は自治体にとってどのような位置づけかというご質疑であろうかと思います。各種都市宣言はいろいろ自治体でおやりになられているところが

あると思います。全般的には、やはり都市宣言というのは市民の幸せのためのまちづくりということを主眼に置いて、自治体が行うものであると認識しております。その中では、例えば市民憲章のように複数の項目を多岐にわたって宣言するという事とは若干異なり、理想、実践とはまた別に単一の目標を設定していくものなのではないかなということから、非常に重みのあるものであるという理解をしております。それがまた自治体としての意思表示であるということからしますと、市内外に対して決意を示すという制定の趣旨に表現として至らせていただいたわけでございます。

2点目ですけれども、宣言と注釈で、これがきちんと浸透していくのかという部分であったかと思えます。大体非核宣言あるいは平和都市宣言、自治体によってそう大きな違いというのは実際のところ余りないわけでございます。その中で、滝川市としての独自性、先ほど委員のほうからも宣言は遅いほうだったというようなお話もあった中で、滝川市の独自性を盛り込みながら行う上で、今回いろいろ知恵を絞りながら制定文案を考えたいわけでございますので、今後委員会等によって議論をしていただく中で、文案等についてはいろいろ整理をしていきながら、固まったものにつきましたは教育現場、さらには市民活動の場、そういったところを通じて普及啓発につなげていきたいと考えております。

3点目、核兵器と戦争のない、また非核3原則を守りという部分を入れていないのはなぜかというご質疑についてだったのですが、この宣言の中の我が国が世界で唯一の被爆国という点についてと、あと戦争のない世界の実現を希求するという部分で、非核も含んでいると我々としては考えておりまして、核兵器の廃絶もそうなのですが、昨今は化学兵器や生物兵器、また爆弾による自爆テロ、さまざまな兵器が実際に使われているということもありまして、戦争ですとかテロにかかわる全ての破壊兵器の根絶を願っているという意味で、あえてうたっていないという状況になります。

4点目、平和首長会議に2014年に市長が加盟したということと、加盟した理由と目的ということ、また加盟と宣言の関係について、確かに清水委員がおっしゃるように平成26年4月から平和首長会議のほうに加盟をしました。この加盟においては平和首長会議のほうからも滝川市は、これまで加盟をしていないということもありまして、ぜひ加盟してほしいという要請がありましたので、加盟させていただくというきっかけになりました。目的は当然ながら平和首長会議の目的と同じで、核兵器の廃絶と市民意識を国際的な規模で喚起して核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に寄与するという目的は、そのとおりだと思います。あと加盟と宣言の関係というお話でしたけれども、現在調べている限りでは平和首長会議に加盟をしながら、非核宣言をしているというところを全てマッチングさせるというのはできてはいないのですが、大多数が両方がそろっているという現状ではあるのですけれども、中には滝川市のように平和首長会議に加盟はしているのだけれども、宣言はしていない、また宣言はしているのだけれども、平和首長会議には加盟していないという自治体もある中で、滝川市としてもやはり平和首長会議に加盟した以上は、宣言していきたいという思いから、今回の宣言に至っております。

5点目、自治体の非核、そして核兵器廃絶、平和のどれかを含む宣言について、全国の割合、そして全道の割合、道内35市の割合ですが、全国の市町村全て、また都道府県で宣言しているようなところもありますので、その割合で12月1

日現在で、平成27年12月1日現在で調べた結果になりますけれども、全国の割合でいくと89.7パーセント、そして全道でいきますとちょっと下がるのですけれども、61.1パーセント、これも全道の全自治体が入っている、北海道も宣言をしていますので、全自治体と北海道ということになります。そして、35市の状況ですけれども、28市が宣言をしておりますので、80パーセントという状況になっております。先ほど非核という言葉と核兵器廃絶を含まないという数まではちょっと調べてはいなかったもので、これは調べさせていただきたいなと思います。

深村課長

最後の質疑、市民の皆さんが見たり読んだりしていく中で、市議会だけの論議では非常に不十分ではないかというようなお話と、同時に市民の皆さんへ制定前のスケジュールについてどう考えているのかというご質疑でございました。ここの部分については、私ども市民会議を開いて検討するとか、あるいはこの先パブリックコメントとかということは実は正直まだ考えていなかったところなんです。文案作成には手間取ったのですが、むしろ市民会議等で検討できなかった部分を市議会の皆様にご議論をいただく中で、よりよいものにつくり上げていきたいというような思いもあった中での今回1回目の頭出しをさせていただいた経過がございました。今後のスケジュールという部分も含めてなのですが、このまま委員会等でご議論いただく中で、文言等あるいは進め方等も含めた整理がつけば、第1回市議会定例会の2日目あたりですか、その段階で諮問をさせていただいて、そしてご議論いただくという形をとりたいと考えていたところでございました。

清 水

3点目、今あえて非核、核兵器と戦争のないという文言をあえて外しているところ、これは別にきょう結論を出す必要もないようですので、お聞きをしたいと思うのですけれども、確かに化学兵器、生物兵器も大量破壊兵器であることは間違いない。テロリズムも本当に毎年何万人もの人が命を落としているという、そういう点で本当に重大です。ただ核兵器というのは、比較にならないぐらい、1万6,000発と言われていますけれども、もし発射したら、ある地域が丸ごとなくなるみたいなことで、ちょっとここをあえて外すということは、何か同列にしているからというような感じにとれるのです。そこで、そういう同列とするというような考え方なのか、あるいはそれ以下と考えているのか、あるいは何か昔からやっているからみたいなことなのか、あえて外すという理由をもう一度わかりやすく伺いしたい。

委員長

先ほど、あえて外しているというご答弁がありました。被爆国という言葉に含んでいるという表現だったと思うのですけれども、そこら変のことも精査してご答弁お願いいたします。

清 水

やはり滝川市はおくれているというのは、全国で9割ということからいって明らかなのだと思います。今の道内35市の状況について28市と述べられました。実は8月25日に議長宛てに非核の政府を求める北海道の会から要請書が届いております。この中の資料によりますと、私の計算では29市がやっていると、1つの違いということではなくて、これも確認をしていただきたい。それと、この資料、この非核の政府を求める北海道の会によりますと、これは非核平和宣言自治体一覧となっているのです。その中に29市が入っているのです。つまり宣言文の中に非核というのがこれまで道内で宣言をされた自治体、市では100パーセントの文言を含んでいると思いますので、これは今後ということで、

先ほど言われましたので、これについてもあわせて確認を求めたいと思います。それと、市民に対する説明は結局皆無ですか。例えば先ほど言われたように、位置づけは非常に大きいわけです。決意を示すという、重みのあるものということですから、こういったことを今議会にかけるといことは、何らかの形でやはり発表すべきではないでしょうか。お考えを伺います。

木村係長

再度ご質疑いただきました、あえて入れない理由というところで、完全にこれを入れないのがいいのかどうなのかというのは、確かにつくる上で非常に悩んだところだったのですが、以前からあるほかの自治体等も参考にはさせていただく中で、核兵器さえなくなれば平和になると見られても仕方がないというか、核兵器もほかの兵器ももちろん下に見ているとか低く見ているとか、そういうことではなくて、全ての兵器がなくなるということが理想だと考えております。だからといって核兵器をうたわないのが理由になるかという、その辺は難しいところではあるのですが、この言葉を入れないことによって含んでいるという考えでつくったところです。先ほどの29市という数は、もしかすると私の数え間違いの可能性があるので、それは正式に調べたいと思います。

深村課長

冒頭私も非常に重たいものであるというような発言をさせていただいておりました。したがって、常任委員会において十分ご議論いただいた中で、ある程度の文案あるいは今後の周知の進め方等も方向性がある程度固まった段階で、本会議上程の前にでもまとめれば、市民の方にも周知をしていろいろと理解度を深めていただこうと考えております。そういったことを貴重なご意見として受けとめさせていただきたいと思います。昨年来検討経過を進めてきた中で、何とか制定にこぎつけたいという思いだけが先行してしまった部分もありますので、そこら辺は十分慎重に対応はしていきたいと思っておりますので、よろしくご議論お願いいたします。

清 水

これから何回かこういう場をつくりたいというのが所管のお話だったので、最後に文言修正も含めてということですので、例えば先ほどの核兵器のところがあります。戦争のない世界の実現を求めますというところに、例えば核兵器のない平和で公正な世界を希求しますとか、核兵器のないとなると、何か文言的に戦争と出てこない、平和で公正な世界となるのだけれども、それは文章の作り方がいろいろあるのですけれども、そのような形で入れていただきたい。それと、最後に核兵器の特別性というのは、例えば最近の事例でいえば核兵器につながる、例えばウラン濃縮だとか、プルトニウムの分離だとか、こういったことを少量でもやっているということが国際的に明らかになったら、IAEAで調査したり、場合によっては経済封鎖で、その国とはつき合わないというところまでやるのが国際社会なのです。だから、やはり核兵器の特別性というのは、私が説明するまでもないのだけれども、そういうこともあるので、やはり文言の中に入れる検討を求めて、終わりたいと思います。

委員長

文言を精査していただくということで、まとめたいと思います。
ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

報告済みといたします。
暫時休憩いたします。

休 憩 14:50

再開 15:00

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
教育部、(3)、平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について説明を求めます。

高田課長 (3) 平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
委員長 (別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。
質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。

(4)、滝川市小・中学校適正配置計画(平成28年度～平成32年度)について説明を求めます。

鳩山室長 (4) 滝川市小・中学校適正配置計画(平成28年度～平成32年度)について
委員長 (別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。
質疑ございますか。

本 間 まずこの適正配置計画で具体的な校名までが表現されている中で、ようやくちゃんと議論できるものになったのだろうなと思って評価しています。その中で、4ページの中で検討を進めるということがあります。どのような方法を使って検討していくのかということです。例えばいろんなご意見を伺ったりする機会もあるでしょうし、どのようなやり方をしていくのかについて教えていただきたい。

鳩山室長 それから、この件について教育委員会議ではどのような話になったのか伺います。それと、多分5年間は何もできないということがここで示されてはいるのですけれども、学校施設整備方針についてどのような取り扱いにしていきたいと思っておられるのか、それについてもお聞かせいただきたい。

鳩山室長 まず、今後の進め方でございますが、先ごろの定例会でも答弁させていただきましたように、ここで改めて具体的な校名等を出して、どのようにするのかとお示しをいたしました。新年度以降学校、各小中学校の役員等の改選を迎えますので、そういった役員等が決まりましたら、4月以降、5月ぐらいになるかと思いますが、それ以降に各小中学校の保護者あるいは役員等になりますけれども、そういった方と、具体的な校名が出ましたので、そういったところでどうしますかと協議あるいは懇談を進めていきたいと考えております。

教育委員会では、教育委員協議会、教育委員会議のほうでご議論いただきまして、今まで何をやっていたのだというお叱りも受けましたし、やはりもっと進めるべきというご意見もありまして、こういった具体的なことが出たということで、議論が進むのではないかとご意見等いただいて、今回お示しした案につきましてもご了解いただいたところでございます。施設整備につきましては、前段で総務部のほうからありましたけれども、財政的な面がもちろん大きいこともありますし、開西中学校、滝川第三小学校と新しくなって、私の個人的な見解も入るかもしれませんが、進めたいのはやまやまですが、やはり財政状況もありますし、こういった適正配置の絡みもございますので、方向性が決まれば早急にまとめたいとしております。その間につきましては、必要な改修等は随時行っていきたいと考えております。

本 間 例えば具体的に挙がった校名につきまして、当然5年間やらないという表現をされています。けれども、多分施設整備ということも含めて考えると、そのことが必ずしも5年間コンクリートしてやらないということにしてしまうことがベターなのかなと感じるのです。やはり施設整備ができるようになるべく進めていくべきなのではないかと、少しでも早く本当はできるようにしたほうがいいのではないかと私は考えるのですけれども、そのことに対してはどのようにお考えでしょうか。

田中部長 委員のおっしゃる意見も踏まえまして、ここではまず5年間、まずこういう時間的猶予を持たなければ、重たい計画ですから早急に結論というのはどうかということもありまして、こういう表現をしております。その中で、財政状況を見ながら、例えばここはやるべきという判断にもし至るとすれば、そういう計画も随時立てていきたいと思えます。

委 員 長 ほかにも質疑ございますか。

清 水 概要版の資料からお聞きしますが、大きく分けて3グループです。3グループにわたる5年後の適正配置に向けた検討というのは、やるのであれば例えば今回のように次の5年間の前の1月末ということでは、とてもでないけれども、余りにも市民に話を聞くところの話ではない。例えば5年間あるわけですから、来年から具体的な検討に入らなければ、それぞれ大規模変革なわけで、中学校を統合するとか、小中一貫校にするだとか、あるいは隣接の学校との統合だとか、物すごい配置計画の変更を5年後にしていくなわけです。いつごろからこういった検討をPTAや保護者、市民とともにやっていくのか伺います。

鳩山室長 施設整備方針について随時という表現をされました。施設整備方針については、見直しは今回見送られるということでしょうか。

田中部長 先ほど本間委員のときも申し上げましたけれども、具体的に出しましたので、新年度、4月は先ほど言いましたように各小中学校も役員の改選等もございしますので、固まり次第具体的な話をしていければと考えているところでございます。

田中部長 施設整備ですが、随時という表現は必要があればということをお願いしたけれども、現在では28年以降の施設整備方針というものを、方針と計画何が違うのだという話ですけれども、方針としましては先般の議会でもご答弁申し上げましたけれども、長寿命化を基本として考えたいと、ただしどこから順番にやっていくのだとか、どこからいつやるのだという、そういう具体の計画については適正配置計画の議論を先行させて、ある程度学校の将来像をきちんと固めた上で、どこに手をつけるというようにしたいということでございます。

清 水 ここで例えば次の5年間、28年から32年の間、例えば滝川第一小学校でいうと、PTAが新たに選出されたら、新たな後期の検討を進めるということの説明するということなのだろうと思うのです。そうではなくて、次の視点で検討を進める、つまり適否だとか、隣接校との統合の適否を含めた今後のあり方、特に今後のあり方などというのは具体的な青写真だとか、予算の検討だとか、さまざまなことがあるわけです。そういう検討をいつからやるのですかということを私は聞いたのです。もう一度伺います。

施設整備方針について、見直しは年度内にやらなければならないということになっているのです。ということは、やはり先ほどの考え方で、財政状況の関係で、つまり3月末までは現行の施設整備方針、27年度末までの計画書で、全く

何も書いてないのです。つまり28年度からは白紙なのです。ということは、白紙の状態での10年計画を後期5年間の計画とするということでしょうか。

鳩山室長

1点目ですが、検討と言っておりますけれども、既に検討は内部で進めている状況でございますので、28年度からにつきましては各地域あるいは保護者等と議論を進めていく、具体的に出しましたので、方向、例えば江部乙にすれば小中一貫校にしますか、あるいは統合はどうですかということは、やるとかやらないとかではなくて、まず方向性、選択肢を示して、その中で皆さんからご意見をいただく、議論を進めていくということでございます。それでご理解をいただければと思います。

田中部長

計画の考え方について、委員と私の考え方の違いだと思いますけれども、終わりました、終わったから必ず間断なく計画をつくれということでは私はないと思っています。それは、計画というのは必要に応じてつくるものだと思います。ですから、例えば空白の期間があったにしても、その時間でしっかりと考えて、そして計画をまた組み立てるということだと思います。期間が切れて、未来永劫、それでは間断なくと、委員はそういうお考えかもしれませんが、私もはそうではなく、計画というのはより具体的にということです。ですから、その事案なり方針としては、長寿命化という考えのもとに、時期が来ましたらきちんと定めてお示しをしたいということでございます。

清 水

施設整備方針は、10年計画なのです。10年計画の後期に入るのに、今のご答弁だったら、その計画を必ず立てる必要がないものだという答弁です。それは余りにも驚きです。見解の違いと言いましたが、私は見解の違いではとても済まされないと、何を根拠にそういうこと言われているのか、いわゆる5年前に施設整備方針を出したときに、どんなことを書いているのか、私もじっくりそれを読んで27年度末には次の5年間の施設整備方針が白紙の状態に28年度に突入するということは、これまでの教育委員会の方針と整合性があるのか、私もしっかり見ていきたい。ただはっきりしていることは、築40年にかかる、つまり20年たったら大規模改修、30年超したら改築をしなければならないという、そういう学校をもう既にそれを超える、あるいは超えつつある、次の5年間には滝川第二小学校も超えてくるわけです。江陵中学校も超えてくるわけです。そういう中で白紙というのは、余りにも無責任ではないですか。それでは、西小学校の大規模改修も白紙で随時だという、要するに最低限第一だとか第二だとか、やれるものはきちんと計画にのせるという、そういう考え方がないというのは余りにも無責任だ、整合性がないなと思いますので、お伺いをしたいと思います。

田中部長

施設整備方針には、27年度までは耐震化を優先してやるということです。ただし28年度以降は、ただ大規模改修という、そういう表現しか当てはめていないのです。ですから、その計画をつくった当時は、全部をまずそういう前提で考えたということです。けれども、今状況変わってきているわけです。子供の数が減り、クラスも減り、ここにお示したように、例えば統合ありきではないです。適否を検討するわけですから。仮にここで統合するという結論出た場合に、それでは今その結論が出る前にここをやりましょうと、ただし議論してそこを統合しますと、それこそ整合性がとれなくなります。ですから、まず先ほど後期5年で云々とおっしゃっていましたが、適正配置計画と施設整備方針は、別なものですから、計画としては別物ですから。適正配置計画の議論、

後期の議論をまず先行させていくと、そこでこの学校はどうします、あるいは存続します、あるいは統合しますとなったときには、そこは大規模改修ができないわけです。しないことになるわけです。ですから、必要な修繕、これはやっていますと、どこの学校においてもやっていきますと。ただし大きく改築ですとか、そういう多大な投資がかかるものについては、しっかりと学校の将来性を見定めてでないと計画を立てるのは適正ではないという判断、そういうことです。

清 水

私は、12月議会でこの問題を一般質問しました。教育委員会の答弁が財政というのは非常にふえました。教育長と教育部長がかわったからだとは言いません。もちろん財政健全化計画が出されている中での問題だと、とはいえ教育の環境というのは財政の中でも特別に扱っていかねばならないものが、財政のためにどんどんおくらせているわけです。だから、少なくとも財政が、財政がという、そういう説明の仕方をするのであれば、こういうところにのせればいいのではないですか。きちんと書く。口頭では財政というけれども、こういうところには書かない。そういったことをやはり教育委員会としては言っていることと書いていることが違うとかいうことであってはならないなと思いますがいかがですか。

それともう一つ、それでは施設整備方針の28年度からの分ですが、空欄のままということなのか、それとも大規模改修をやりますというものが矢印になっているわけです。この矢印をずっと続けるようなもので、28年度以降つくのか。例えば西小学校は少なくとも隣接校との統合で滝川西小学校に通う第一小学校の生徒ということがどれだけ想定されるかちょっとわかりませんが、少なくとも全て適配ありきだということでない学校の改築、大規模改修だってあるのではないかなと、明苑中学校だって、可能性があるのではないかと思います。今開西中学校を隣接校とやるときに、明苑中学校とかぶりますか、かぶらないとすれば、明苑中学校は独自に改修できるのです。だから、適配が全部できないと施設整備方針がつくれないというのは、それは余りにも言い過ぎだなと思いますので、28年度以降の施設整備方針をきちんとこれからつくるということを求めて、終わりたいと思います。

委 員 長

答弁は必要ないということですので、ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

報告済みといたします。

(5)、東栄市民プールの廃止について説明を求めます。

(5) 東栄市民プールの廃止について

景由課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

報告済みといたします。

(6)、図書館の週休日設定について説明を求めます。

(6) 図書館の週休日設定について

河野部次長

図書館の週休日の設定について説明をさせていただきます。

内容につきましては、副館長より説明させていただきます。

木村副館長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

本 間 質疑ございますか。

木村副館長 週休日の設定ということなのですが、これは何のために休むのかということで、きっと想像ですけども、コストダウンをしようということなのでしょうけれども、もしそうだとしたら、効果額というのはここに示されないものなのでしょう、お聞かせください。

本 間 まず、コストダウンという部分については、当然考慮してございます。それとあわせて適正な人員配置というようなことも含めて考えていきたいというところではございますけれども、ランニングコストというのは一日閉めることによって下がってまいります。これにつきましては、実は庁舎の管理コストの中に含まれておりまして、一応積算といたしましては年間で74万円程度のコストダウンをまず一つ、例えば光熱水費、それから燃料費、そういったようなものでコストダウンを図ることができます。これはランニングですので、毎年ずっと落ち続けるということになります。あと人員配置等々につきましては、これについては適正な人員配置ということになってまいりますので、それと職員費の中で出てくるということになると思います。

木村副館長 わかりましたけれども、まさか光熱水費だけで考えてこれをやるなどということはないでしょう。だから、人員的に例えば嘱託、臨時職員を若干日数減らすので、コストが下がるとか、例えば人員を削減していくとか、そういうことは考えられるからやっているのではないかと想像しておりまして、ただ確認したいのですけれども、予算書ベースの中で嘱託職員が5人がいらっしゃる、正職員が6人で、合わせて人件費5,823万1,000円なのです。この中の嘱託職員5人分の人件費はどのくらいあるのか伺います。あと賃金というのは臨時職員の分だと思うのですけれども、475万6,000円あったのです。これは何人でやっているのか伺います。嘱託職員の金額がわからなかったら、もし賃金の人数だけでも結構です。

本 間 嘱託職員につきましては、おっしゃるとおり5名で、予算額になりますけれども、27年度の予算額では991万5,000円になっております。また、臨時職員は4名いますが、うち1名については半日勤務ということになっておりまして、3.5名というカウントをしており、共済費を含めまして542万3,000円になっております。したがって、嘱託職員と臨時職員のコスト、これらを足し算いたしますと1,533万8,000円という予算になっております。

本 間 それでは、このことに限らず、要するに図書館のコストということに関してやりとりしたいと思うのですけれども、多分、嘱託臨時職員にかかわっては人数は貸し出し冊数も多いので、減らせませんよと、だから休みをつくるのだよと、そういうふう聞こえたのと、それからあと光熱水費が削減できますよということなのだと思うのです。本当にそれだけなのですかとどうしても思うのは、正職員6名の方は、窓口は嘱託職員5名と臨時職員3.5名、計8.5名で行われています。それでは正職員の方は何をされているのか。要するにいろんなことをされているのだと思うのですけれども、例えば移動図書館とか、いろんな事業をやられています。子育てに関することにかかわってやってみたりとか、いろいろやることはいいことなのだけれども、人がいるからやっているのか、必要だからやっているのか、どちらなのかかわからないようなものの中にはあるような気がするのです。先日チラシをいただいたものも、本当に図書館でやるべき

ものだったのだろうかなど疑問に思ったものもありました。具体的な名前を忘れてしまいましたけれども、申しわけないのですが、正職員の6名の方は十分に機能されているのかについて、どうしても疑問に思ってしまう。だから、この部分が大きいので、4,900万円かかっているのです。だから、9,033万4,000円のうちの4,900万円が正職員の人件費なのです。財政健全化計画の中で、人件費削減をしていかなければならないです。人数を減らしていかなければならないものがいっぱいあるのです。だから、いろんなそういう違う事業なども減らして、正職員の部分を減らしていくようなことはできないのでしょうか。

河野部次長

今ほど本間委員のご意見、真摯に受けとめさせていただきたいと思っています。もちろん財政健全化計画の中で図書館は今まで休みなしで動いていた、週休日なし、ほかの施設は週1回、例えば、美術自然史館だと月曜日休みとかということでしたが、図書館移転に伴って休みをなしで今まで動かしておりました。全道でもトップクラスといいますか、休まない図書館として動かしていたのですが、いろんなサービスの見直しの中で週1回休んで、ある程度利用者の定着もしましたので、いわゆる普通の図書館のあり方に戻した形で週1回週休日を設けようということで、今回の提案とさせていただいたということなのです。おっしゃるとおり人員のスタッフのこととか、それからさまざまな経費については、これは真摯に取り組まなければいけないというのはおっしゃるとおりですから、ただ例えば今6人と言いましたが、私は兼務で、1人兼務で正職員が5人いるとか、中身についてはさらにこれからも検討させていただいて、議論を深まらせていただきたいと、そんな考えているところです。ご理解いただきたいと思います。

本 間

1つ確認なのですが、では5人で4,900万円ということですか。まず、それが1つと、それからできれば最後にしたいのですが、先ほど木村副館長が74万円ですと胸を張られましたが、そうではなくてこれは要するにこのことをすることが週休を1日ずつつくって74万円しか削減しないなどという話はないのです。だから、これを入り口にしてあらゆることに対して向かっていくことなのだと思います。それでいいのかどうか伺います。

田中部長

恐らく予算書の6人というのは当初予算だと思います。去年は7月人事異動で、そのときに専任館長を外しております。我々としては行財政改革の前倒しで取り組んでいる、そういう気持ちでおります。先ほどの73万円というのは、これは庁舎管理全体の中の一部で、その部分というのは、効果はありますけれども、我々としてはそこではなくて人件費、この削減が一番大きなところだと思います。これは、我々としては先んじて取り組んでいるという感覚でおりますけれども、ただし先ほど財政、あの表にはちょっとのつてこないというところで、今ほど次長が申し上げましたとおり今後もさらにという部分は引き続きの検討ということでございます。

委員 長
清 水

ほかに質疑ございますか。
今回のいわゆる財政健全化計画の一環だと思うのですが、それが典型的に書かれているのは、週休日の設定についてで、まず指定管理はしないと、直営形態の維持をここで明記して、その次に現状の開館日数でこれ以上の効率化には限界があると、ここまではっきり言っているのです。ですから、今本間委員がやられたように、コスト削減以外の何物でもないのです。ただ問題は、ここで本

間委員があれほど言われたにもかかわらず、これによって37日の開館日数が減ることによって、正職員は何人で済む、6人から5人とか、5人から4人と割り切れるものではないかもしれませんが。4.8とか、しかしこういった要するにコスト削減効果があるのだということぐらいは、やっぱりこの場で、この状況で言ってもらわないと、結局4.5倍の利用者がふえ、市民は本当に評価しているのです。ある方は、私は滝川に住んでいてよかったとまで言っているのです。本当に効果があって、この機能を維持することができるのだということであれば納得するのだろうけれども、正職員は日数減らしても変わりませんか、本当に全く数字が何人とかと、そういうことが出ていない状況では、市民は納得のしようがないのです。だから、こういう方針を出したということは、もう既にバックデータとして職員、嘱託職員、臨時職員が何人体制から何人体制になるということは既に出されていると思うのですが、出されているのであればきちんと示してください。

木村副館長

前段で部長のほうから、既に正規職員1人は減らしたということは専任職員としては現在5名体制でやっておりますけれども、あと今開館日数330日平均ということでやっている中では、3班体制でシフトを組んでいます。早番、遅番というのが図書館にはありますので、19時まで開館していますから。そういう中で、330日ということでシミュレートをすると、現行の人数というのは最小限だと考えています。現行の専任職員だけでいいますと、正規職員5名、それから嘱託職員5名、臨時職員が3.5名と、半日がありますので、そういった形になります。これに休みを設けるという部分でやっていきますと、いずれにしても正規職員がいない時間をつくるわけにはいかないという状況が1つあります。それについては、きちんと責任を持った館の開館、運営、安全管理という部分がありますので、そういう部分で今後班編成を4班体制というようなことに変更していく中で、可能な形で的人员削減というものもきちんと考えていきたいと思っております。

委員長

費用対効果の具体的な日数減によって生じる数値というのは、算出されていないということではよろしいのでしょうか。

田中部長

前段の総務部のところでもありましたけれども、今はこういう時期なのでなかなか本当にそうできるかどうか、4月以降、5月以降、先ほど総務部でありましたけれども、出せる時期にはこういうことも含めてどのようにしたというのは、お示ししたい。今の段階で内部で持っているものがありますけれども、それを言うのは時期的にはどうかなという考えを持っています。

清水

先ほども言ったように、この図書館については大変評価が高い、滝川市の行政の中でもトップクラスに入る事業なのです。ですから、休館日が大体倍になります。だから、それによるサービス低下というのは、先ほど次長がまず開館以降利用者も定着してきたので、休みは休みでわかって活用してくれるだろうと、そのように言われました。もちろんそういう方もいらっしゃるけれども、やはり休みのないというのが一般的にサービス業の普通の状態なのです。私は図書館はサービス業とまでは言いませんけれども、滝川市政の中では最もそういう形で市民にサービスしているという点で大きいだけに、例えば5、5、3.5体制がほとんど変わらないのだというようなことであれば、ここはちょっとこういう週休日設定の計画は、途中で撤回することもあり得るということで、非常に大事にすべき政策ではないかと、ほかのまちがすごく目立つ政策を打つ中で、

本当に滝川市としては貴重な政策なのです。そういう点で、今数字を出せないということなので、こういう聞き方をするしかないのですけれども、もうこれで何があってもいくのか、それとも本当に削減効果が少ないからやっぱり撤回しますという可能性が秘められているのか伺います。

田中部長

これでいきます。それと、これだけは申し上げておきたいのですけれども、図書館は、今委員おっしゃられたように非常に人気のある図書館で、したがっていろいろな方が来られます。そうするとみんな心穏やかに本読んでいる人ばかりではないのです。本当にいろんな人が来ます。トラブルもあります。クレームもあります。やはりそういう部分で、先ほど副館長が申し上げましたけれども、やはり職員がしっかりと責任を持った人間が必ずいなければいけないと、そういったものを臨時、嘱託まで負わせるわけにいかないというのが今我々の考えでございます。ですから、正職はその部分はしっかりやらなければいけないと、ただ本を貸し出ししているだけであればそれはもっとという部分はあると思います。しかし、そういう責任もあると、セキュリティ、安全管理、そういう部分もありますので、なかなか一面だけを見て減らせるのでないかという思いもあるかもしれませんが、実態としてはいろんなことがあるということだけはぜひともご理解いただきたい。それと、今の職員は、非常に頑張っているということもあわせて申し上げたいと思います。

委員長
本 間

ほかに質疑ございますか。

先ほど十分なことにならなかったもので、答弁の中から一つお伺いしますが、5人いらっしゃって、要するに1人必ずいなければだめだとおっしゃっていました。それは何人いたらできるのかということと、それから嘱託職員の単価1人、大体200万円です。例えばそういう減った人数をそのように振りかえてやるというようなことまで想定して踏み込んで考えるのかどうかということ。まず、知りたいのは何人いたらずっと職員が常駐することになるのかということだけ教えてください。

木村副館長

シミュレーション上では、4名いれば職員の不在時間をつくらないということとはございます。ただし、これには若干の条件も出てきます。例えば休みですとか、年休ですとか、福利厚生休ですとか、そういったようなものを余り考慮しないという前提ではありますけれども、基本的にはその人数であればということにはなります。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

報告済みとします。

2 総務文教常任委員会行政視察について

委員長

それでは、2、総務文教常任委員会行政視察の案件につきまして、前回の確認事項として今後の流れとしてどのように取り扱っていったらいいかということで終わっております。それで、今回今後の流れとして、このような方向に進めたらいかにかということ、正副委員長で案を安樂副委員長からつくっていただいたのですけれども、お示ししたいと思います。そしてまた、これについて安樂副委員長のほうから説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

副委員長

前回、第7回総務文教常任委員会で皆さんとともに話し合った中で、それを一つの誘致業務予定表（案）ということで作成をいたしました。目的につきまし

ては、滝川市の活性化を狙いとして、日本航空学園高等部誘致のための準備を計画的に推進し、同校の円滑な誘致活動に資すると、重視事項として、受け入れ基盤の確立、これは市民も含めたところの環境整備、あと学校側との意思の疎通と意思確認、これは本間委員のほうから出ていましたが、あと議会、行政、商工会議所など官民一体となった誘致活動ということで、これは今年度あと2カ月しかないのですが、今年度から2カ月と、28年度以降4年計画で流れとして、今細かいことまで全部入れる業務予定表というのはつくれませんので、方向性を示すために作成をしています。

進路としては、平成27年度から平成28年前半ぐらいまで計画を作成ということで、次に誘致基盤の確立、環境整備、あわせて29年からは学校側との調整、30年から31年、これは32年までになるかもしれないです。業務予定表というのは、あくまでも修正をしながらやっていくものですので、いろいろなことがあって延びたり早まる可能性もあるといったところで、具体的な誘致活動の実施と、主要業務として27年度については、まずは進め方の策定ということで、本日これを皆さんに提示をいたしまして、業務予定に対する意見を出してもらおうと、あと総務文教常任委員会の認識統一と意思決定、委員会として確実にこれを進めていくぞということです。あときょう正副議長がおられますので、正副議長に対する説明と理解の醸成ということも入れているのですが、あと議会としての意思決定、これは議会運営委員会及び全員協議会で議会としての意思決定もできれば27年度中にやったほうがいいのではないかと、あと誘致にかかわる調査の実施、これは既にある千歳校、白老校を抱えている自治体の状況を確認する。28年度に入ってから、市長及び副市長、関係所管への説明、あと商工会議所と関係団体への説明、あと市民理解の醸成ということで、前回ありました航空学園からの講師招聘による講演会等、今後の航空業界がどうなるのかというのもこういう部分を市民に理解をしてもらう。あと内部組織の確立ということで、事務業務部局の決定、状況によってはプロジェクトチームをつくってやっていく。

29年度については、常任委員会の視察ありますので、ここで山梨本校の視察、あと誘致にかかわる最終調査の実施ということで、行政、土地だとか補助金だとか、あと教育委員会、間口の話とかいろいろありますので、道、また市、あと総務文教常任委員長、副委員長による学校側の意思確認。つないではいくのですけれども、やはりある程度固まってきたところで再度意思確認をすると、あと期成会の設立準備。30年から31年にかけて期成会の設立、誘致要望書の作成、期成会として誘致要望活動を実施。あと行政及び教育委員会との具体的な調整の実施、誘致に向けた学校側との具体的な調整の実施ということで、大きい感じにはなるのですが、今まで私は感じたのですけれども、この手のものは、何かを持ってくるというときに、やはり持ってこようというところでみんなで話し合うのですけれども、流れ的にこういうものをしっかり作成して、事をじっくり運んでいく必要があるのではないかとということでつくりました。安楽副委員長がこのような流れでということで、私と一緒に話し合っていてじっくり進めていきたいなと思います。総務文教常任委員会でこういう議論をしているわけですが、本間委員が先般お話したように、向こうの意思はどんなのだということも踏まえ、そしてまた柴田委員のほうからも、いや誘致として絶対欲しいのだということに向こうへ熱い思いを伝えていくということも必要

委員長

ですし、そういうようなこともあわせて安樂副委員長が言われたように、滝川市としての進捗状況、今こうなっているというようなことは随時私どもも向こうのほうの担当者と話しながら、進めているというところでございます。そういった中で、今回こういった形で進めていってはいかがかなということのご提案ということですので、皆さんから屈託のないご意見をいただきたいと思います。

何か意見ございますか。

柴 田

これは、27年度と28年度が分かれていますのでけれども、27年度と28年度はくっつけたような形で認識したほうがいいということが1点。

それと、私はこういう形のスパン、31年度だとか、もしかしたら32年度だとかというそのことについては、大体そのぐらいのスパンで物事を考えていけばいいなと思っていたのですが、実は先日 JAL がパイロットの給与を1人当たり年間300万円ほど引き上げると。それで中国の航空会社が JAL のパイロットが大分安いので、4,000万円ぐらい支払って、今 JAL は1,600万円ぐらいだと言っているのですけれども、4,000万円ぐらいでオファーしているということで、日本の航空会社は、パイロットはもちろんなのですが、CA も、多分整備士ももっと早い状況の中で不足してくる、あるいは本当に人を取り合うという時代にあつという間にいくのだろうなというのをつくづくパイロットの引き抜きの話で聞いたものですから、なるべく早期にいろんなことをできる時期を狙って、これはこれとして目標としてやるというのはいいのですけれども、いろいろ早急な動きも必要になってくるのではないかなと思うので、そこら辺はフレキシブルにこの計画を見てやっていければなと思っています。業務予定表については、安樂副委員長ご苦労さまでした。

副委員長

今柴田委員のほうから、私も知らなかったのですけれども、そういう状況もあるということで、業務予定表の考え方というのは一つのこういう方向性を示して、そのときの状況に合わせて、これは逐次修正をしながらやっていくのが業務予定表なのです。一度決めたから、このとおりのやるのではなくて、ある程度やはり柔軟性を持たせながらやっていくということで、貴重なご意見ありがとうございました。

委 員 長

ほかに意見ございますか。

清 水

議会活動を逸脱しているのかなと、どこからどこまでが逸脱しているかわかりませんが、まずこれを見ていると、全部丸しているところは総務文教常任委員会なり議会が何々するととらざるを得ないのだけれども、この中で2つ目の箱で内部組織の確立というのが28年度に書いています。その次の年度あるいは最終年度、これを議会がやるものと、市長部局がやるものと分けてください。

委 員 長

確かに今清水委員の言われること、確かにごもっともなところがあるのです。私もこのことにかかわってきて、本来であれば市部局が積極的に動いてやっていただかなければならない部分が多々あるのだろうなと思っています。かといって、では率先してそれがなされるかという、なかなか難しい部分もあるのだなということも感じながら、安樂委員と話しながら、今清水委員が言われたことを頭に入れて、次いつお示しできるかわかりませんが、これは議会が積極的にしっかりやらなければという部分と、これは市部局に対してという部分、そこら辺をはっきりさせた部分というの必要なのかなというのを安樂副委員

清 水

長と相談してお示ししたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。
それで、明らかにできないことは直接の契約行為は絶対できないのだけれども、その契約行為につながる、例えば誘致の意思を確認するとか、29年度、総務文教委員長、副委員長による学校側の意思確認、こういうものは、議会としてやることではないです。前回も出たけれども、それは委員長もそういうことはわかっているという話なので、それは整理していただきたいのですけれども、一番左の議会としての意思決定は、ちょっと無理があるでしょう。総務文教常任委員会としていろんな政策立案だとかということをやるということであり、ほかのこれまで視察も行っていない、議論もしていない、ほかの12人の方をここに入ってもらって議会としての意思決定というのは、これはあり得ないと思います。こういうことについては十分検討し直しを求めたいと思います。議会としてやれる範囲というのを十分精査していただきたいと思います。

委 員 長

わかりました。

柴 田

ほかに意見ございますか。

視察内容を精査して、それを政策づくりに生かしていく、これは当たり前のことで、何も逸脱はしていないだろうと、それでこんなことをやっていいのかという驚きの声もあるのかもしれないですけれども、厳密に言えば予算の提案権も議員にはあるのです。理事者にしかないわけではないということ、予算の提案権もあるし、議決権もちろんあるわけです。そんな中で、必要と思われることについて、行政側に働きかけを行うということは非常に重要なことですけれども、それに加えて議会としてどこまで何ができるのかということ、この際突き詰めていくということは、我々の議会活動にとって大変重要ではないかと思っています。やってみなければつまずくかどうかはわからないと、ただやれることはたくさんあるので、我々として本当にそれを突き詰めてどこまでやっていけるのかということをやはり検証するいい場でもあるし、議員の資質向上のためにも必要なことだなと思って、どんどんやっていきましょうと、こういう立場で考えています。決してこれが憲法違反だとか、法律違反だとか、あるいは議会の権能の外側にあること、あるいは事象だとは思っていないということです。

それともう一つ、議会としての意思決定、確かに表現的にまずかったのかなとは思いますが、要するに総務文教常任委員会として今こういうことをやっていると、そのことについてやはり他の議員の皆さん、きょうはここにお二方ずっと聞いていらっしゃるけれども、そういった議員の皆さんに活動の報告をして、それでできれば賛成してくれる議員の皆さんには、また別な勉強会をつくって、そこで情報交換をするなりということがあってもいいのかなと思うので、議会の意思決定となると議会運営委員会とか全員協議会だとかになるのだけれども、そういうことで受けとめたわけではないのです。ですから、そういうところで報告をする中で、関心のある議員あるいは、本当に重要だと、この問題については、滝川市にとって非常に大きな課題であると思われる議員は、またそれぞれ勉強会をつくって活動されることについては何ら問題ないと思いますので、私は表現をちょっと和らげればこの業務予定表はこのままでもいいと思っています。

委 員 長

ほかに意見ございますか。

(なしの声あり)

委員長

皆様からいただいた意見を参考にして、副委員長といつの段階で、またお話しできるかわかりませんが、いろいろお示ししたいと思います。また、今1件私が抱えている案件として、日本航空学園の理事長から先般ご案内いただきまして、先ほど柴田委員が言われたように航空機産業の人員不足というのが非常に大きいことが一つと、それから日本国内における航空機関連企業というのがございまして、これが約900社から1,000社ございます。その中のビッグファイブと言われるのが富士重工だとか三菱だとかというのが5社ぐらいがあるのです。その下請が約200社ありまして、その下請に約600社ぐらい連なっているそうなのです。航空機1機に対して部品が約200万個あると言われていているらしいのです。そういった中で、その企業が今後視察に行かれて聞いたように、今世界で2万5,000機程度の民間機が飛んでいると、今後4万機、4万5,000機になるというお話聞いてきたわけですがけれども、そうすると日本の技術力におけるそういった企業も非常に伸びる企業になってくるのかな、そういった企業の誘致というのも今後ご紹介いただいている企業がありますので、どこかでまた視察に行ける機会があったら皆さんで行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この件につきましては終了いたします。

3 その他について

委員長

委員から何かありますか。

(なしの声あり)

委員長

事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

4 次回委員会の日程について

委員長

次回委員会につきましては、2月8日月曜日、午前11時から第一委員会室で開催いたします。

以上で第8回総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 16:25